広島大学オープンアクセス方針

平成 30 年 3 月 14 日 教育研究評議会承認 平成 30 年 3 月 27 日 役員会承認

1. 趣旨

広島大学(以下「本学」という。)は、「広島大学基本理念」に基づき、研究成果を世界に発信することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、研究成果の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

2. 研究成果の公開

本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行した学術雑誌に掲載された研究者の研究成果 を、「広島大学学術情報リポジトリ」によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に は移転しない。

3. 適用の範囲

本方針は、本方針施行後に出版される研究成果に適用する。ただし、本方針施行以前に出版された研究成果の公開も推奨する。

4. 適用の例外

公開が適切でないと判断した場合、本学は当該研究成果を公開しない。

5. 研究成果の提供

研究者は、研究成果について、著者最終投稿版を共著者の同意を得た上ですみやかに本学 へ提出する。

6. 研究資料等の保存

研究者は、本方針によって公開した研究成果のもととなった研究資料等を「広島大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」に従って保存する。

7. その他

本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して 定める。